○栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則 昭和五十年三月十九日 栃木県規則第四号

[栃木県高等学校定時制課程修学奨励費貸与条例施行規則]を次のように定める。 栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則 (昭五二規則四・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例(昭和 五十年栃木県条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、修学奨励費の貸与等 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭五二規則四·一部改正)

(所得の基準)

- 第一条の二 条例第二条第三号の規定に基づき規則で定める経済的理由により著しく修学が困難な者に係る所得の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 その者が扶養されていない場合 その者の年間の所得が二百七十九万円(その者が 扶養親族を有しているときは、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に基づく課税対 象とならない額の最高額の百九十二パーセントに相当する額)以下であること。
 - 二 その者が扶養されている場合 その者の年間の所得が所得税法に基づく課税対象とならない額であつて、かつ、その者を扶養している者の年間の所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の百九十二パーセントに相当する額以下であること。(昭五三規則四三・追加、昭五四規則五五・昭五五規則四四・昭五六規則一九・昭五七規則二六・昭五九規則二六・昭六〇規則二四・昭六一規則三八・昭六二規則四六・昭六三規則三七・平元規則四八・平二規則四三・平三規則三五・平四規則三八・平五規則四二・平六規則四七・平七規則三五・平八規則三六・平九規則三〇・平一〇規則四七・平一一規則三三・平一二規則一一七・平一四規則七三・平一五規則六五・平一六規則五〇・一部改正)

(併給の禁止)

- 第一条の三 条例第二条第四号の規則で定める資金は、次に掲げる資金とする。
 - 一 他の都道府県が貸与する栃木県高等学校等修学資金に類する資金
 - 二 財団法人栃木県育英会(昭和三十一年三月三十日に財団法人栃木県育英会という名 称で設立された法人をいう。)が貸与する奨学金

(平一四規則七三・追加、平二○規則六一・一部改正)

(申請の手続)

- 第二条 条例第四条第一項の規定により、修学奨励費の貸与を受けようとする者は、定時 制課程及び通信制課程修学奨励費貸与申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添え て知事に提出しなければならない。
 - 一 誓約書(別記様式第二号)
 - 二 給与等所得見込証明書(別記様式第三号)
 - 三 経常的収入を得る職業に就いていることを証する書類
 - 四 その者が在籍する高等学校において卒業までに修得させるものとして定められた教 科・科目を四年以内で履修する学習計画を有する者であつて、年間十八単位(学年別に 履修すべき教科・科目ごとの単位数が定められている場合にあつては、その単位数) 以上履修することを証する書類(別記様式第三号の二)
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 修学奨励費の貸与を受けようとする者が扶養されている場合にあつては、前項各号に 掲げる書類のほか、<u>その扶養者の前年の所得及びその課税状況を証する書類</u>を添えなけ ればならない。

(昭五二規則四・昭五八規則五一・昭六○規則一一・平一七規則一九・一部改正)

(保証人)

第三条 修学奨励費の貸与を受けようとする者が未成年である場合の保証人は、二人のうち一人は、その者の法定代理人でなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第四条 第二条の申請があつたときは、選考委員会の選考を経て修学奨励費の貸与の適否 を決定し、本人に通知するものとする。

(修学奨励費の交付)

第五条 修学奨励費は、毎月、当月分を交付する。ただし、特別の事情があるときは、二 月分以上を併せて交付することができる。

(貸与の打切りの特例)

第六条 条例第六条第一項第一号に規定する規則で定める場合は、借受者が労働の意思及 び能力を有するにもかかわらず、経常的収入を得る職業に就くことができない状態にあ る場合とする。

(貸与の休止期間)

第六条の二 条例第六条第二項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 休学した場合 当該休学した期間
- 二 高等学校の定時制課程において長期にわたつて欠席した場合 当該欠席した期間
- 三 高等学校の通信制課程において長期にわたつて添削指導又は面接指導を受けなかつ た場合 当該添削指導又は面接指導を受けなかつた期間
- 四 教科・科目の単位数の修得状況が知事が定める基準に達しなかつた場合 当該教 科・科目の単位数の修得状況が知事が定める基準に達しなかつた年度の翌年度(当該基 準に達しなかつた年度において修学奨励費の貸与を受けなかつた期間を除く。)

(昭五二規則四・追加、平一七規則一九・一部改正)

(返還債務の免除の特例)

第七条 条例第七条第一項に規定する規則で定める場合は、高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学中、高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)に基づく認定試験合格者となった場合とする。

(昭五二規則四・全改、平一七規則一九・一部改正)

(返還債務の免除の申請)

- 第八条 条例第七条の規定により、修学奨励費の返還債務の免除を受けようとする者は、 修学奨励費返還免除申請書(別記様式第四号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - 一 高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業した場合 卒業証明書
 - 二 高等学校卒業程度認定試験規則に基づく認定試験合格者となつた場合 合格証書の 写し
 - 三 死亡の場合 診断書等死亡の事実を証する書類
 - 四 心身障害の場合 当該事実及び程度を証する医師の診断書 (昭五七規則六一・平一七規則一九・一部改正)

(返還債務の履行猶予の申請)

- 第九条 条例第九条の規定により、修学奨励費の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、修学奨励費返還猶予申請書(別記様式第五号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - 一 高等学校、高等専門学校又は大学に在学する場合 在学証明書
 - 二 災害、疾病その他やむを得ない事由による場合 当該事由を証する書類

(免除又は猶予の通知)

第十条 第八条又は前条の申請があつた場合は、審査のうえ修学奨励費の返還債務の免除

又は履行猶予の可否を決定し、本人に通知するものとする。

(届出)

- 第十一条 借受者が高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学中において次の各号のいずれかに該当する場合は、借受者に直ちに届出書(別記様式第六号)に当該事由を証する書類(第八号の場合を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。
 - 一 定時制課程に在学する借受者が長期にわたつて欠席する場合
 - 二 通信制課程に在学する借受者が長期にわたつて添削指導又は面接指導を受けない場 合
 - 三 休学する場合
 - 四 復学した場合
 - 五 教科・科目の修得単位数について知事が定める基準に達しなかつた場合
 - 六 退学し、又は転学した場合
 - 七 離職し、又は転職した場合
 - 八 修学奨励費の貸与を辞退しようとする場合
- 2 借受者は、当該借受者又は保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があつた場合は、直ちにその変更内容を知事に届け出なければならない。
- 3 借受者が死亡したときは、当該借受者の親族は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第六条に規定する貸与の打切りの特例事由に該当している借受者は、当該事由に該当しなくなつた場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 5 条例第九条の規定により修学奨励費の返還債務の履行猶予を受けている者は、当該猶 予の事由がなくなつた場合は、直ちに保証人と連署のうえその旨を知事に届け出なけれ ばならない。

(昭五二規則四・平一七規則一九・一部改正)

(申請書等の経由)

第十二条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書は、申請者又は借受者が在学している、又は在学していた高等学校の長を経て知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の栃木県高等学校定時制課程

及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則第六条の二の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和五三年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の栃木県高等学校定時制課程 及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則第一条の二の規定は、昭和五十三年四月一日 から適用する。

附 則(昭和五四年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の栃木県高等学校定時制課程 及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則の規定は、昭和五十四年四月一日から適用す る。

附 則(昭和五五年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の栃木県高等学校定時制課程 及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用す る。

附 則(昭和五六年規則第一九号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第二六号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第六一号)抄

この規則は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則(昭和五八年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第二六号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六○年規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六○年規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例施行規則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則(昭和六一年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和六三年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則(平成元年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則(平成二年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則(平成三年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則(平成四年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成六年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則(平成七年規則第二三号)

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の各規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成七年規則第三五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則(平成八年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則(平成九年規則第三○号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一○年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則(平成一一年規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年規則第一一七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第一条の二の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則(平成一四年規則第七三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五〇号) この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一九号) この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第六一号)抄 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

別記様式第1号(その1)(第2条関係)

(昭52規則4・平7規則23・一部改正)

日

月

	(1	·口 ① 4万	九只1年	· T	「規則												
					定時制	訓課程	及び通	信制課	程修学	奨励費	貸与申	請書					
本	ふり;	がな						性	男	生年	月日				年	月	日生
人	氏名							別	·女							(歳)
(申	現住	所						学校组	名・学			高领	等学校		定時制		課
請								科及	び入						通信制		程
者)								学年	月日			科		I			I
											年		月	日			
	給与	等所	給与				円	勤務	先								
	得の:	状況	(見積額	j)												
	その他の所得			円	内容												
			(見積額	j)												
貸与	希望期	間	l					年	月	^		年	月				
他の	奨学金 ⁻	借用の	有無	有・領	無			奨学	金の名	称							
家	続	氏名			年	齢	職業		į	勤務先(学校名	1)		同居	の	備考	
族	柄													別居	別		
状																	
況																	
柜	 	生学	宁 上	卸 担 74		生生生		4日本	り合わる	と戸けも	÷1.\10\	で胆ん	√ 書 籽 ź	た沃 うっ	て申請い	\た l :	ナナ
1))] >	小不同	寸十汉	小厂品工即	水生火	. O. / EI III	中小田本作	ヒッナナ	cmnj貝 v	/貝ザで	<u>- X</u> 1) /	_ (.0)	C ()(X)T	小百炽~	上がへ	ヘ 仕事 4	100	ム ソ o

栃木県知事		様		
			(申請者)氏名	印
			(本人署名	の場合は押印省略可)
			(法定代理人)氏名	印
			(本人署名	の場合は押印省略可)
上記の申出を適	当と認める	ミす。		
年	月	日		
			高等学校長氏名	5 印

- (注) 1 この様式は、申請者が扶養されていない場合の申請のときに使用すること。
 - 2 申請者が未成年者の場合は、法定代理人連署のこと。

別記様式第1号(その2)(第2条関係)

(昭52規則4・平7規則23・一部改正)

定時制課程及び								山課程(多学奨	励費貸	与申請	青書						
本	ふり	がな						性	男・	女	生年	月日				年	月	日生
人	氏名							別									(歳)
(申	現住	所						学校名・学科及			高等学校			学校	;	定時制		課
請								び入学年月日							j	通信制		程
者)											科							
											年 月			日				
扶	氏名							生年	月日							年	月	日生
養	現住	所																
義	給与	等所	給与	所得			円	勤務	先									
務	得の	状況	((見積額)														
者			その	他の原	听得		円	内容										
			(見積額	j)													
貸与	希望期	間						年	J	1	\sim	年	Ξ.	月				
他の	奨学会	è 借用	の有	有・	無			奨学	金の名	称								
無																		
家	続	氏名			年	齢	職業			勤務	先(学村	交名)			同居	の	備考	
族	柄														別居	別		
状																		
況																		

栃	木県高	等学校定时	時制課程	及び通信制調	果程修学奨励	費の貸与を受けたいので、関係	書類を添えて申請↓	たします。
		年	月	目				
	栃木	県知事		様				
						(申請者)氏	:名	印
						(2	本人署名の場合は打	甲印省略可)
						(法定代理人)氏	:名	印
						(2	本人署名の場合は打	甲印省略可)
	上記の	申出を適	当と認め	ます。				
		年	月	日				
						高等学	校長氏名	印

- (注) 1 この様式は、申請者が扶養されている場合の申請のときに使用すること。
 - 2 申請者が未成年者の場合は、法定代理人連署のこと。

別記様式第2号(第2条関係)

(昭52規則4・平7規則23・一部改正)

	誓約書	
私は、栃木県高等学校定時制課程及	び通信制課程修学奨励費貸与条例(以下	「条例」
という。)に基づき修学奨励費の貸与	定時制	高等学校の生徒として本
を受けた上は、	通信制	

分を尽くし修学するとともに、次のことを遵守します。

- 1 条例第8条に該当することになつた場合は必ず月賦、半年賦で返還すること。
- 2 条例及び同条例施行規則(以下「規則」という。)の規定を遵守すること。

なお、条例及び規則に違反した場合には、返還期限にかかわらず、既に貸与を受けた修学奨励費に対する一 括返還の請求を受けても異議ありません。

上記のとおり、連帯保証人と連署して誓約します。

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)現住所

生年月日

氏名 F

(法定代理人)現住所

氏名 印

貸与された修学奨励費の返還については、連帯して保証いたします。	
	(連帯保証人)現住所
	職業
	申請者との関係
	生年月日
E	氏名 印
	(連帯保証人)現住所
	職業
	申請者との関係
	生年月日
E	氏名 印

(注) 申請者が未成年者の場合は、法定代理人連署のこと。

別記様式第3号(第2条関係)

73 7 1 1 1 1 1 1 1 1	#10 7 (#147	141041111						
			年分給	与等所得見込	証明書			
支払を	受ける者	住所又は			氏	名		
		居所						
種類	支払	金額	同左税額	支払身	見込額	同左	税額	給与所得
	(月から	月		(月から	月			控除後の
	ま	で)		ま	で)			金額(1月
								~12月)
給料								
賞与								
諸手当等								
(摘要)								
支払者	住所又は所	在地						
	氏名又は名	称						
上記のと	おり証明いた	します。						
	年 月	日						
								住所

			氏名又	は名称及び位	代表者」	毛名
						印
別記様式第3号の2			- Tia = 18 804 0	±n=1.→\		
(昭52規則]4•追加、昭58為	見則51・昭60規則1 単位履修証明書	1・平17規則19・-	一部改止 <i>)</i>		
		平 位復修		<u>j</u>	学校・学	学 利
						欠生
						主所
						モ名
上記の者は、本校に	こおいて、卒業までに修	を得させるものとして定める。	められた教科・科目を次	のとおり履何	修する	者で
あることを証明いたし	ます。					
年 月	日					
			高等学校長氏名			印
		履修計画表				
	年度	履修単位	修得単位数	_		
				_		
				-		
	=1	_				
	計					
(注) 学坛本 产	5年即17日展校士 ご	キ券利 利日ブレク	、単位粉が含みされ	ブルマ 担	A171	4
		き教科・科目ごとの)単位数が定められ	ている場	合に	す、
)単位数が定められ	ている場	合には	は、
(注) 学校で、学 その内容を示した)単位数が定められ	ている場	合には	は、
その内容を示した	教育課程表を添作)単位数が定められ	ている場	合には	は、
その内容を示した 別記様式第4号(第	教育課程表を添作 8条関係)			ている場	合には	は、
その内容を示した 別記様式第4号(第	教育課程表を添作 8条関係) 4・平7規則23・	寸すること。	改正)	ている場	合に <i>l</i>	す、
その内容を示した 川記様式第4号(第	教育課程表を添作 8条関係) 4・平7規則23・	寸すること。 平17規則19・一部	改正)	ている場	合に <i>(</i>	す 、

	栃木	県知事	様			
					学校・	学科・年次
						現住所
					氏名	印
					(本人署名の場合は丼	押印省略可)
	下記の	とおり修学奨励	励費返還債務を	免除されたく申請いたします		
1	被貸	与者氏名				
2	希望~	する免除金額		円		
		貸与金額		円		
		返還済金額		円		
		既免除金額		円		
		返還未済金額	Ę	円		
3	事由					
	上記の	とおり相違あ	りません。			
		年 月	日			
					高等学校長氏名	印

別記様式第5号(第9条関係)

(昭52規則4・平7規則23・平17規則19・一部改正)

定時制課程及び通信制課程修学奨励費返還猶予申請書

								年	月	日
	栃木県知事	様								
							(申請者)	学校・	学科•	年次
									現	住所
							氏名			印
							(本人署名の:	場合け;	押臼省	
							(\f\)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<i>m</i> ப ().	11171	н ц • 1 /
								(保	証人)現	住所
							氏名			印
							(本人署名の	場合は	押印省	略可)
	下記のとおり修学		還債務の	履行を猶予	されたく申	請いたします。				
1	希望の返還猶予其		_							
		年	月							
0	事 中	年	月	日まで						
3	事由貸与金額			円						
J	返還済金額			F	9					
	免除金額			円	•					
	返還未済金額			, ,	円					
	上記のとおり相違	ありませ	ん。							
								年	月	日
							高等学校長氏名			印

別記様式第6号(第11条関係)

(平7規則23・平17規則19・一部改正)

		J	届出書					
						年	月	日
	栃木県知事様							
						学校•	学科·	年次
						1 12	3 111	100
							됌	住所
							96	111//
					氏名			印
					八名			H1
	下記のことについてお届けします。							
1	届出事項							
2	事由							